養に要した費用の額、同条第六項第一号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した特定給付対象療養（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいう。以下この条において同じ。）に要した費用の額又は施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第七項第一号イ、ロ若しくはハ若しくは第二号ロ、ハ若しくはニに規定する文部科学省令で定めるところにより算定した特定疾病給付対象療養に要した費用の額は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第一号及び第二号に掲げる合算した金額、同条第二項第一号及び第二号に掲げる合算した金額、同条第三項第一号及び第二号に掲げる合算した金額若しくは同条第四項に規定する合算した金額又は同条第一項第一号イからヘまでに掲げる金額につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額又はその合算額とする。

一～六　［略］

（要保護者である者の範囲）

第四条の十一　［略］

2　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第三項第五号に規定する文部科学省令で定める者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第三項又は第四項の規定による文部科学省令で定めるところにより算定した特定給付対象療養（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第二号に規定する特定給付対象療養をいう。以下この条において同じ。）に要した費用の額又は施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第七項第一号イ、ロ若しくはハ若しくは第二号ロに規定する文部科学省令で定めるところにより算定した特定疾病給付対象療養に要した費用の額は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第一項第一号に掲げる合算した金額に係る療養及び同項第二号に掲げる合算した金額に係る特定給付対象療養、同条第二項第一号に掲げる合算した金額に係る療養及び同項第二号に掲げる合算した金額に係る療養若しくは同条第三項第一号に掲げる合算した金額に係る療養及び同項第二号に掲げる合算した金額に係る療養又は同条第一項第一号イからヘまでに掲げる金額に係る特定給付対象療養に係る次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める額又はその合算額とする。

一～六　［同上］

（要保護者である者の範囲）

第四条の十一　［同上］

2　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第三項第三号（同条第四項第三号において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定める者は、施行令第六条において準用する組合法

高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第二号ホ又は第三号ホの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

3　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第三項第六号に規定する文部科学省令で定める者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第三項又は第四項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第二号ヘ又は第三号への規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

4　［略］

（限度額適用認定証の交付等）

第四条の十一の二　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号イ、ロ、ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ若しくは第三号ハ若しくはニ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事

施行令第十一条の三の三第三項又は第四項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第二号ハ又は第三号ハの規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額について減額があるならば生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に該当しないこととなる者とする。

3　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第三項第四号（同条第四項第四号において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定める者は、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の三第三項又は第四項の規定による高額療養費の支給があり、かつ、施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第二号イから二までのいずれか（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定（施行令第六条において準用する組合法

4　［同上］

（限度額適用認定証の交付等）

第四条の十一の二　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号イからニまでのいずれか（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認